

愛媛県総合教育センター電子黒板の借入れの一般競争入札に係る仕様書及び仕様対応表の変更表

令和8年3月12日

変更内容

仕様書

内容	変更前	変更後
機器保守一式	・メーカーの5年間保証を利用すること。	・メーカーによる標準保証があること。
	・機器が常に正常な機能を保つように、調整修理を行うこと。	・機器が常に正常な機能を保つこと。
	・保守の実施は、総合教育センターの研修や研究に支障をきたさないようにすること。	・保守は、総合教育センターの業務に支障をきたさないようにすること。
	・保守対象日・時間帯は、月～金曜日の8:30から17:15とする。	・保守の日・時間帯は、月～金曜日の8:30から17:15とする。

仕様対応表

内容	変更前	変更後
機器保守	メーカーの5年間保証を利用すること。	メーカーによる標準保証があること。